

納税者の税務コンプライアンス維持・向上に向けた取組 ～簡易な接触～

国税当局においては、あらゆる機会を通じて資料情報を収集し、様々な角度から、納税者の事業実態や申告書の内容等について分析・検討をしています。

その上で、調査必要度の高い納税者に対しては実地調査を行い、それ以外の納税者に対しては、是正を目的として実地調査以外の手法を用いて接触することにより、納税者の税務コンプライアンスを維持し、向上を図る取組を行っています。

（法人税・消費税関係）

申告内容に誤りがあると想定される納税者に対して自発的な見直しを要請しているほか、申告書の提出がない納税者に対して、申告義務の有無を確認するため、事業概況を聞き取るなどして自発的な申告を促しています（注1）。

平成30事務年度においては、法人税・消費税の「簡易な接触」を全国で43千件実施し、申告漏れ所得金額（法人税）は44億円、追徴税額（法人税・消費税）は40億円でした。

これらの取組により、平成30事務年度では、簡易な接触件数と実地調査件数を合計した法人税・消費税の観点からの接触率が4.5%（注2）となりました。

（注1） 税務署所管の納税者を対象として実施。

（注2） 税務署所管法人数を分母として、税務署において実施した簡易な接触による接触件数と実地調査件数の合計を分子として計算した割合。

（源泉所得税関係）

源泉徴収制度下における源泉徴収義務の適正な履行を促すため、書面照会などを通じて源泉徴収義務者に対して自発的な見直しを要請しています。

平成30事務年度においては、源泉所得税の「簡易な接触」を全国で178千件実施し、追徴税額は83億円でした。

これらの取組により、平成30事務年度では、簡易な接触件数と実地調査件数を合計した源泉所得税の観点からの接触率が8.3%（注3）となりました。

（注3） 給与所得の源泉徴収義務者数を分母として、簡易な接触による接触件数と実地調査件数の合計を分子として計算した割合。